

# 鳥取縣公報

## 規則

### ◇鳥取縣規則第九十一号

昭和二十四年五月鳥取縣規則第三十六号性病予防法施行細則の一部を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 性病予防法施行細則中改正細則

第六條を次のように改める。

第六條 法第十五條第三項の措置を受けようとする患者又はその保護者は様式第六号による申請書を管轄保健所を経由知事に提出しなければならない。

前項の規定による申請書にはその居住地の市町村長又は民生委員の証明を受けなければならない。但し特別の事情があるときは保健所長がこれを証明することが

できる。

様式第六号を次のように改める。

様式第六号

昭和二十四年九月九日  
第二千四十四号 金曜日

本書ノ大ニサハ國定規格 A5判

計	家		収入 (月額)	支出 (月額)	減免を要する事由	病者 氏名	患者と の続柄	年令性別	職業 勤務先	収入 月額	心身 状況	備考
	勤労収入	仕送り										

00060

状 況

私人の救 助金品	教育費 修養費	生活保護法に よる保護を受 けておるや否 や
合計	合計 世帯構成 員一日支 出済	

右の通りに付治療費減額(免除)されたく申請します。

昭和 年 月 日

住所 縣 郡 村大字

本 人

鳥取縣知事 殿

右の通り相違ない事を証明する。

住所

市町村長又は  
民生委員 氏 名

右記入事項を精査し相違ないことを認められますから申  
請の通り取計られたい。

昭和 年 月 日

保健所長

◇鳥取縣規則第九十二号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第七十四号鳥取縣生活物資  
生産販売業者登録手数料規則の一部を次のように改正し  
公布の日から施行する。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第三條第一項第二号の末尾に次のように加える。

6、ゴム履物 千円

7、自轉車用タイヤ及チューブ 千円

同條同項第三号の末尾に次のように加える。

8、衣料品

在庫許可数量 一万点未満のとき 千円

同 二万点同 二千円

同 三万点同 三千円

同 五万点同 四千元

同 五万点以上のとき 五千元

9、ゴム履物 八百円

10、自轉車用タイヤ及びチューブ 八百円

00051

告 示

一、自轉車及びりヤカー

八百円

◇鳥取縣告示第四百九十号

昭和二十二年七月鳥取縣告示第二百九十八号(鳥取縣産  
陶器の販売價格の統制額認可の件)は廃止する。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百九十一号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ  
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市湯所町一〇七

和 田 久 子

一、建築物の位置 鳥取市藪片原町六二ノ四番地先

一、同 用途 店舗併用住宅

- 一、同 構造 本造 枋葺 二階建 二棟
- 一、同 規模 建築面積 一六、〇平方米  
突出する部分 同
- 一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす  
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内  
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に  
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の  
條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた  
る事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第四百九十二号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規  
則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公  
認出荷機関として登録した。

00062

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、登録者住所氏名

鳥取縣岩美郡網代村

網代村漁業協同組合

組合長 理事 板 倉 重 市

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第二十六号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣岩美郡網代村

網代村漁業協同組合

一、登録者住所氏名

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷二〇二三番地

夏泊漁業協同組合

組合長 理事 松 浦 平 一

二、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関

三、登録番号 第二十七号

四、取扱水産物の種類 生鮮水産物

五、営業所又は事業場の位置

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷二〇二三番地

夏泊漁業協同組合

◇鳥取縣告示第四百九十三号

昭和二十二年五月鳥取縣告示第二六八号公有林野分收造林規程の一部を次のように改め公布の日から施行する。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十一條に次の一項を加える。

2、前項の解除を行う場合知事は別に定める委員会に諮問するものとする。

◇鳥取縣告示第四百九十四号

昭和二十二年五月鳥取縣告示第二六八号公有林野分收造林規程に基づいて鳥取縣公有林野分收造林整備委員会規程を次のように定める。

00063

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公有林野分收造林整備委員会規程案

第一條 公有林野分收造林整備委員会(委員会という)

は知事の監督に属し、公有林野分收造林の整備に関する事項について、知事の諮問に応ずることを目的とする。

第二條 この委員会は鳥取縣庁林務課内に置く。

第三條 委員会は委員十二名以内で組織し、正副委員長各一名を置く。

第四條 委員は鳥取縣吏員、縣會議員、市町村長の中から知事がこれを任命又は委嘱し、正副委員長は委員の互選によつてこれを定める。

第五條 委員長は会務を総理する。

委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代理する。

第六條 委員会は、知事が必要と認めるときこれを招集する。

第七條 委員会の議事は、出席議員の過半数によつてこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第八條 委員会に幹事二名、書記三名を置き、知事がこれを任命する。

第九條 幹事は委員長の指揮を受けて庶務を整理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第四百九十五号

地方競馬騎手免許規則(昭和二十三年八月農林省令第七六号)により昭和二十三年九月実施した騎手免許の効力は昭和二十四年十月一日をもつて消失するため次のように免許試験を行うから志願者は受験されたい。

昭和二十四年九月九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、試験期日及び試験場

九月十三、四日 鳥取縣米子市皆生競馬場  
 同 十三日 廣島縣福山市福山同  
 (未定) 山口縣宇部市宇部同  
 (未定) 岡山縣岡山市岡山同  
 (未定) 島根縣大田市大社同

二、申請書、別記様式の申請書に戸籍抄本及び名刺型寫眞二葉を添え、試験当日提出のこと。但し現免許証所持者は添付書類は不要。

三、受験資格地方競馬騎手免許規則第三條非該当者。四、他府縣の免許、中国五縣の委囑を受けて免許試験を同時に実施するから希望者は申込まれたい。

五、試験科目

- 1、身体検査
- 2、学力考査
- 3、人物試験
- 4、騎乗技術

六、受験者は試験当日筆記用具及び晝食携行の上午前十時までに試験場受付係に届け出ること。

様式

地方競馬騎手免許申請書

地方競馬の騎手の免許を受けたく別紙の書類を添えて申請する。

- 一、本籍
- 二、現住所

三、氏名  
 四、生年月日  
 五、現に地方競馬の騎手を受けている他の都道府縣又は都道府縣の組合の名称  
 知事宛 氏名 印

◇鳥取縣告示第四百九十六号  
 装蹄師法第一條第二項第三号により次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十四年九月九日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 登録年月日 本籍地 氏名  
 第四〇号 昭和二十四年九月六日 鳥取縣 木山貞忠

正 誤

昭和二十四年七月十五日鳥取縣規則第六十二号中下段五行の「馬の流行性腦炎予防規則を次のように定める」を「馬の流行性腦炎予防に関する規則を次のように定める」と正誤する。

昭和二十四年九月九日印刷  
 昭和二十四年九月九日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
 (第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町 取 縣  
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町 取 縣